

4月より

新公共交通の試験運行を開始します

本市では、鹿島鉄道の廃線並びに路線バスの減便や廃止の動きへの対応、及び合併による地域間交流の促進などを目的として、交通事業者を含めた地域公共交通システム検討委員会を設置しました。

委員会では、市民アンケート並びに交通弱者である高齢者や障害を持つ方々

に直接聞き取りをさせていただくなどの意見集約をするとともに、市民の豊かで便利な生活を支える交通手段の在り方について研究検討を重ねました。そして、本市の地域性や生活動向などの総合的観点から、幹線コミュニティバスと地域内デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）による併用を導

入する方向で、試験運行をすることが決定されました。

本市では、この考えを尊重し、総合病院・福祉健康施設・商業施設及び金融機関等を結ぶ幹線を走るコミュニティバスを、4月から試験運行をする計画です。

また、7月からは旧3町の市街地に拠点を置く、デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）の試験運行を計画しています。

コミュニティバスの愛称を募集します！

4月から、市内幹線を循環するコミュニティバスの試験運行を開始予定です。市民の皆さんに愛され、安心して利用されるような、バスの愛称をお待ちしています。

応募要件

幅広い世代から親しみのもたれるもの
第三者の著作権・商標権を侵害しないもの
応募作品は自作で未発表のもの

応募方法

バスの愛称とその理由、住所、氏名、年齢、電話番号、その他（メールアドレス等）を記入し、官製はがき・FAX・Eメール等でご応募

ください。

応募資格・応募点数

どなたでも応募できます。採用された愛称の使用に関する諸権利は、行方に帰属します。

応募期間

3月14日（金）まで（消印有効）

選考・発表

愛称は、地域公共交通システム検討委員会が審査の上、決定次第その結果を市報等で発表します。採用作品には、記念品を贈呈いたします。

詳しくは、内容の決定を受け、市報並びにホームページ等で随時お知らせいたします。

なお、新しい公共交通システムの導入につきましても、市民のみならず親しまれ多くの方々にご利用いただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

宛先及び照会先

〒311-1389

茨城県行方市麻生156119

行方市麻生庁舎 総務部企画課

「コミュニティバス愛称募集」係

e-mail: kikaku@city.namegata.lg.jp

029917210811

029917213226

新公共交通システム運行計画の概要

〈イメージ図〉



市 民 憲 章 を 制 定 し ます

行方市では、今年、今後50年のまちづくりの方向性を明らかにし、多くの市民の皆様にもちづくりにより主体的に関わってもらったための行動規範・目標、道しるべとなる市民憲章を制定いたします。

多くの市民の皆様にも親しまれる市民憲章を制定するため、2月6日(水)行方市役所麻生庁舎第4会議室において「第1回行方市民憲章制定委員会」が開催されました。市民憲章制定委員会は、市議会並びに市民の代表等、合計9人で構成されています。

第1回の制定委員会では、市民憲章の制定方針や今後のスケジュール、ア



成人式会場において、アンケート調査を実施しました

ンケートの内容等が話し合わせ、活発な意見交換が行われました。今後のスケジュールとしては、ワーキングチームにおいて作成した草案を制定委員会で検討した後、パブリックコメントにより広く一般の市民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

合併協定においては、「慣行の取扱い」のなかで、「新市において調整する。」とされた、未調整事項の一つです。

問合せ 企画課(麻生庁舎)

029917210811
029917213226

●旧三町の町民憲章

麻 生 町

麻生町民憲章

昭和60年3月30日制定

わたくしたちは「たくましく生きる水辺の里」麻生町をつくりあげるため、この憲章を定めます。

- 一、歴史を大切にし、文化を高め明るい町をつくりましょう。
- 一、自然に親しみ、水と緑の美しい町をつくりましょう
- 一、きまりを守り、ふれあいのある町をつくりましょう。
- 一、健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 一、地域活動に進んで参加し、住みよい町をつくりましょう。

北 浦 町

北浦町民憲章

昭和60年3月7日制定

わたくしたちは、古い歴史と豊かな自然にはぐくまれてきた北浦町民です。この恵まれた郷土に誇りを持ち、より住みよい町を築くために、この町民憲章を定めます。

- 1 心身を鍛え 教養を深め 文化の香り高い町をつくりましょう。
- 1 北浦の湖水と 緑豊かな環境を大切に美しく清潔な町をつくりましょう。
- 1 時間ときまりを守り 秩序ある平和な町をつくりましょう。
- 1 お互いに助け合い まごころの通う 明るい町をつくりましょう。
- 1 仕事に誇りを持ち 活力のある町をつくりましょう。

玉 造 町

玉造町民憲章

平成4年6月16日制定

私たち玉造町民は、美しい自然と豊かな歴史の郷土に誇りと愛着を持ち、健全な心と体をつくりよく学びよく働き、ふれあいを大切に魅力ある玉造町をつくるために、ここに憲章を定めます。

わたしたちは
すてきな人が住み
住むとすてきな人になれる
玉造町をきずきます。

みなさんのご意見をお寄せください



～ 市民意見募集 (パブリックコメント) ～



平成20年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者は、40歳から74歳までの加入者に対して、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

これらを効率的に実施するために、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに5年を1期として「特定健康診査等実施計画書」を定めるものとされており、行方市国民健康保険に加入の方に対して、本健診・保健指導の基本的な事項についての計画書を作成しました。今回、実施計画書策定にあたり広く市民の皆様方の意見を求めるものであります。



行方市意見公募 (パブリックコメント) の実施

- 趣 旨** 医療費適性化の推進に繋がる計画書について、皆さんからの意見を公募して反映させていただきます。
- 計画の内容** 提出先の窓口及び市ホームページ内パブリックコメントにあります。
- 対 象 者** 市内に住所のある方。
- 募 集 期 間** 平成20年3月14日 (金) まで
- 意見の提出** 任意様式により住所、氏名を記入のうえ、次の方法によりお願いします。
提出先窓口へ持参 郵便・宅配便等で送付 ファクシミリで送信 電子メールで送信
なお、個人情報は目的以外には使用しません。また、意見書の返却はしませんのでご了承ください。
- 意見への回答** いただいたご意見を市の考えとともに整理・検討し反映させていただきます。個々の意見への回答はしません。
- 提 出 先** 市民課 国保年金グループ (玉造庁舎)
《〒311-3512 玉造甲404 0299-55-0111 ☎ 0299-55-0110》
市のホームページ URL <http://www.namagata.ibaraki.jp/>の「パブリックコメント」から

【問い合わせ先】市民課 (玉造庁舎) 国保年金グループ ☎ 0299-55-0111 (内線132・133)

暴力団排除で協定

行方市と行方警察署

公共工事や市営住宅から暴力団を排除しようと、行方市と行方警察署は、2月1日、暴力団等排除に関する協定を締結しました。

協定は、公共工事の入札参加者や市営住宅の入居希望者について、暴力団関係者かどうかの情報交換を行うなどの支援をする内容。長崎市での暴力団による市長襲撃事件、町田市での暴力団員による立てこもり発砲事件など、住民の安全を脅かす事件が全国で起きていることなどから、連携体制の強化を図りました。

調印式で、坂本市長は「どんな小さな事でも、排除する。毅然とした態度で臨みたい」と述べました。上田署長は「不当要求が懸念されているが、事前での排除が重要である」と話しました。

この協定は2月1日から適用となります。

